

津市健康づくり推進懇話会設置要綱

平成 1 8 年 7 月 1 3 日

改正 平成 2 5 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 本市の住民の生涯にわたる健康づくりに係る施策に関し広く意見を求め、その効果的な推進に資するため、津市健康づくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康づくりに係る計画に関すること。
- (2) 健康づくりの推進に関すること。
- (3) その他健康づくりに関すること。

(構成)

第 3 条 懇話会は、委員 2 5 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の構成員で、当該団体から推薦を受けたもの
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
(意見等)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

(津市保健事業推進協議会設置要綱の廃止)

2 津市保健事業推進協議会設置要綱(平成18年1月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

4 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。